



栃木県公報

平成25年
3月29日(金)
号外
第32号

目次

訓令

- 職員の宿日直手当支給規程の一部改正..... 1
- 栃木県職員服務規程の一部改正..... 1
- 栃木県議会の所掌事務に係る予算の執行に関する事務決裁規程の一部改正..... 2

人事委員会

- 職員の給料等の支給に関する規則の一部改正..... 2
- 研究職給料表及び特定業務任期付職員研究職給料表の適用機関を指定する規則の一部改正..... 2
- 通勤手当の支給に関する規則の一部改正..... 3
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正..... 3
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正..... 3
- 栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正..... 4
- 住居手当の支給に関する規則の一部改正..... 4
- 給料の特別調整額に関する規則の一部改正..... 5
- 競争試験の実施及び任用候補者名簿に関する規則の一部改正..... 5
- 単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正..... 5

訓令

栃木県訓令第五号

本庁
出先機関

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令

職員の宿日直手当支給規程（昭和二十七年栃木県訓令第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号ハを削る。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県訓令第六号

本庁
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和三十九年栃木県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「管理課長」を、「会計管理課長」に、「休暇願届書」を、「休暇願届書」に改める。
別表がんセンターの部の次に次のように加える。

精神保健福祉センター	精神科救急情報センターの業務に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
				準夜勤	午後4時30分から翌日午前1時15分まで	
				深夜勤	午前0時30分から午前9時15分まで	

別記様式第十一号及び別記様式第十一号の二中「職員厚生課」を「職員総務課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県訓令第七号

議会議務局

栃木県議会の所掌事務に係る予算の執行に関する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県議会の所掌事務に係る予算の執行に関する事務決裁規程の一部を改正する訓令

栃木県議会の所掌事務に係る予算の執行に関する事務決裁規程（昭和四十四年栃木県訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

（人事課）

人事委員会

栃木県人事委員会規則第七号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一がんセンターの項(5)中「除く。」の下に、「歯科医師」を加える。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第八号

研究職給料表及び特定業務任期付職員研究職給料表の適用機関を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

研究職給料表及び特定業務任期付職員研究職給料表の適用機関を指定する規則の一部を改正する規則

研究職給料表及び特定業務任期付職員研究職給料表の適用機関を指定する規則（昭和三十二年栃木県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

本則中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第九号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十二年栃木県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
第十六条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十二年栃木県条例第二号。以下「外国派遣条例」という。）第二条第一項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年栃木県条例第四十三号。以下「公益的法人派遣条例」という。）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は職員の分限に関する条例（昭和三十六年栃木県条例第四十四号。以下「分限条例」という。）第二条第二号の規定による休職から復職した職員のうち、条例第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該復帰又は復職の直前の住居（当該復帰又は復職の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のために利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその理由が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰又は復職の直前の勤務地と所在する地域を異にする事務所に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰又は復職前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなる等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。）

第十七条の二第一項第三号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十二年栃木県条例第二号。以下「外国派遣条例」という。）」を「外国派遣条例」に、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年栃木県条例第四十三号。以下「公益的法人派遣条例」という。）」を「公益的法人派遣条例」に改める。

第十七条の三第二項中「掲げる事由」の下に「（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）」を加え、「前項の」を「同項の」に改め、同項第二号を次のように改める。

- 二 地公法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣条例第二条第一項若しくは公益的法人派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、地公法第二十六条の五第一項に規定する自己啓業等休業をし、分限条例第二条第二号の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十六年栃木県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「がんセンター又は」を「に勤務する医師、がんセンターに勤務する医師及び歯科医師並びに」に改め、「医師」の下に「（次号において「県立病院の医師等」という。）」を加え、同項第二号中「前号に掲げる医師」を「県立病院の医師等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年栃木県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の款地方税徴収特別対策室の項を削り、同款馬頭処分場整備室の項の次に次のように加える。

ねんりんピック推進室	室長 室長補佐
------------	---------

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十二号

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年栃木県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表一市又は町の部矢板市の款市長部局の項中「総務課行政担当主幹 総務課長補佐兼人事担当主幹 総合政策課企画調整担当主幹 総合政策課財政担当主幹」を「総務課長補佐兼行政担当主幹 総務課人事担当副主幹 総合政策課企画調整担当副主幹 総合政策課財政担当副主幹」に改め、同部那須烏山市の款市長部局の項中「総合政策課財政係担当課長補佐 総務課人事行政係担当課長補佐 総合政策課財政係担当係長 総務課人事行政係担当係長」を「総合政策課財政担当課長補佐 総務課人事行政担当課長補佐 総合政策課財政担当係長 総務課人事行政担当係長」に改め、同部市貝町の款町長部局の項中「総務企画課長補佐 総務企画課庶務係庶務担当係長 総務企画課企画財政係財政担当係長」を「総務課長補佐 総務課庶務係庶務担当係長 企画振興課長補佐 企画振興課企画財政係財政担当係長」に改め、同部芳賀町の款町長部局の項中「課長 総務課長補佐 企画課長補佐」を「部長 課長」に改め、同款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を

「教育長 課長 園長」に改め、同部野木町の款教育委員会事務局の項中「所長」を削り、同表二一部事務組合の部

小山広域保健衛生組合の款中「局長 総務課長 所長 主幹」を

「事務局長 事務局次長 総務課長 ごみ処理施設整備課長 所長 主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十三号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

住居手当の支給に関する規則（昭和四十九年栃木県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「当該適用」を「当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年栃木県条例第二号）第二条第一項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年栃木県条例第四十三号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰

又は職員の分限に関する条例（昭和二十六年栃木県条例第四十四号）第二条第二号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復職に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十四号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和五十二年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の部県民の森管理事務所の項を削り、同部がんセンターの項中「放射線技術部及び検査技術部」を「第一病棟部、化学療法部、放射線技術部、検査技術部及び薬剤部」に改め、「第二病棟部」を削り、同表教育委員会の部図書館の項中「次 長」を「副館長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十五号

競争試験の実施及び任用候補者名簿に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

競争試験の実施及び任用候補者名簿に関する規則の一部を改正する規則

競争試験の実施及び任用候補者名簿に関する規則（昭和六十一年栃木県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三職員（大学卒業程度）採用試験の部及び小中学校事務職員（大学卒業程度）採用試験の部中「二十九歳」を「三十二歳」に改め、同表職員（資格・免許職）採用試験の部保健師の項から管理栄養士の項までの規定中「二十九歳」を「三十二歳」に改め、同部栄養士の項から保育士の項までの規定中「二十七歳」を「三十歳」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十六号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「前各号」を「第二号から前号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 1 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年栃木県条例第二号）第二条第一項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年栃木県条例第四十三号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと又は職員の分限に関する条例（昭和二十六年栃木県条例第四十四号）第二条第二号の規定による休職から復職したこと（以下「復帰等」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する事務所に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 住居手当の支給に関する規則（昭和四十九年栃木県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正

する。

第四条中「回頁第二号」を「回頁第三号」に改める。
